

◆ 国賠名

栃木天皇警備人権侵害訴訟

原告 石崎貴久、斎藤壮太、鈴木弘之、手塚愛一郎、中川信明

原告代理人 A・T、W・O

被告 栃木県

事件の概要 1995年10月11日、「地方事情視察」のため天皇・皇后が栃木県を訪れた際、天皇来県に反対する街頭宣伝活動が取り組まれた。これに対して、栃木県警は大量の警察官を動員し、街頭宣伝を妨害した。天皇通過時は、参加者の身体をそれぞれ数名の警察官が拘束し、口をふさぐ、ゼッケンを破るなどの暴行を加えた。

1997年1月17日提訴。栃木県警の警察官は、天皇・皇后に反対運動の存在を見せないことを目的に、違法な規制を行い原告らに暴行を加え、街頭宣伝を妨害したとして、計120万円の賠償を要求した。

98年1月21日まで5回の口頭弁論が行われた。被告は、原告らの街頭宣伝活動によって「通行の妨げ」になるような事態が起きていて、原告らの行為は無届けの道路使用であるとして警察官の規制の適法性を主張。天皇警備による表現の自由への侵害を問題にしているが、被告は天皇制が論点になることを極力に避けている。

2001年3月16日に勝利的な和解。

結果 勝利的和解